平成２４年（フ）第１０５５号
京都市伏見区小栗栖山口町１番地２　グラン・ブルー醍醐502号
債務者　糸原　　敦
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２４号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２市街地住宅４棟1116号
債務者　下川　隆子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
松江市八雲台２丁目13番21号
債務者　景山　健司
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２４号
松江市外中原町237番地４
債務者　金築　　功
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６号
北海道沙流郡日高町富川東４丁目７番23―９号
債務者　中野須美子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
宮城県石巻市広渕字荒神前２番地２、旧住所宮城県桃生郡河南町広渕字荒神前２番地２
債務者　菅野　晴子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
秋田県大館市釈迦内字台野道上14番地63　貝森義金方
債務者　説田　志子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第２７８号
新潟市西区小新２丁目23番31号
債務者　鈴木　崇之
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９３号
新潟市西区寺尾上２丁目１番51号１　サンハイム寺尾駅Ａ203、前住所新潟市西区平島１丁目３番地１　ラフレシール304
債務者　山本公子こと　全　　公子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８４号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字犬堀94番地　ベルマローネ千竹304号
債務者　赤塚　幸姫
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５６６２号
大阪市西区南堀江１丁目23番11号707
債務者　新本　智子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７０８号
大阪市天王寺区上本町９丁目２番７―816号、事業所所在地大阪市天王寺区生玉町９―16
債務者　雅鍼灸院こと　堀内　雅江
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４４号
大阪府枚方市岡山手町13番15―15号
債務者　棟方久美子（旧姓友岡）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０６８号
大阪府高槻市奈佐原２丁目７番３―103号、前住所大阪府高槻市奈佐原２丁目９番３―104号
債務者　佐藤電機こと　佐藤　隆三
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１４９号
大阪市生野区生野東４丁目１番11―607号
債務者　岡田　　剛
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１５１号
大阪市鶴見区横堤３丁目２番18号
債務者　小寺　絹子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２０３号
大阪市住吉区遠里小野３丁目10番12―421号
債務者　埋金　昌子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部